

【図書名等】 衛生管理（上）＜第2種＞
 コードNo.23288 第12版 定価 1,760円(本体1,600円+税10%)
 (コードNo.および定価とも現行どおりです。)

【発行日】 令和4年3月28日

【改訂の概要】

改訂のあらまし	該当頁
<p>法令改正に対応した修正、統計数値の更新のほか、記述を改めました。主な改正点は以下のとおりです。 また関連する記載を閲覧しやすいように、関連ページ記載を追加しました。</p> <p>例：関連ページ 131頁，147頁</p>	
<p>第1章 はじめに</p> <p>2. 衛生管理者の役割 「職業性因子」を「作業関連要因」に修正。</p> <p>3. 労働衛生の現状 各種統計数字、それに関わる記述を最新の内容に更新。</p>	<p>14</p> <p>18～24</p>
<p>第3章 作業環境要素と職業性疾病</p> <p>1. 作業環境要素とは 表3-1「作業環境要素」について、「新型コロナウイルス」を追加。</p> <p>2. 一般作業環境 ・ 室の気温「17℃～28℃」を「18℃～28℃（令和4年4月1日から施行）」に修正。 ・ 照度について修正。 ・ (1)「温熱環境」について、暑熱時の体温調節機能の工夫を追加。 「職場における熱中症の予防について」の通達から、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の内容に修正。 ・ 表3-3「身体作業強度等に応じたWBGT基準値」に差し替え。 ・ (6)「休憩時間と休憩室」のプライバシーの確保について内容を修正。 ・ 表3-8「安衛則等で定められている項目等」で便所の項目について内容修正。</p> <p>3. 生物学的要因と健康障害 ・ (1)ウ「感染経路」で「マイクロ飛沫感染」を追加。エ「空気感染」も修正。 ・ (2)ウ「風しん」で最新の動向に更新。 エ「インフルエンザ」の記述についてコンパクトに修正。 オ「新型コロナウイルス」を追加。 ・ (5)「海外勤務における感染症対策」の記述についてコンパクトに修正。</p> <p>4. 作業要因と健康障害 ・ (1)「情報機器作業に伴う健康障害」について記述を一部修正。 ・ (3)「心理的負荷による精神障害」について、新しい認定基準にあわせて、パワーハラスメントを追加。 表3-9「職場における仕事による心理的負荷」を最新の内容に修正。 ・ (5)「過重負荷による脳・心臓疾患」 「認定基準対象疾病」について、最新の内容に修正（表3-11も含め）。</p> <p>5. 職業性疾病と業務上の疾病 ・ (1)、(2)、(3)について記述を一部修正。</p>	<p>42</p> <p>43、44、47 44、48 45 45 46 52 53</p> <p>54 55、56 56 56 59、60</p> <p>60、61 63、64 63</p> <p>66、67、68</p> <p>68、69</p>
<p>第4章 作業環境管理</p> <p>4. 作業環境の改善 ・ (1)「事務所の温熱条件」について、「17℃以上28℃以下」を「18℃以上28℃以下（令和4年4月1日より）」と修正。 ・ (2)「事務所の気積」の記述を一部修正。 ・ (7)「清潔の保持と休養の設備等」について、男女の区別を追加。</p>	<p>78</p> <p>78</p> <p>81</p>

第5章 作業管理	
3. 作業条件の管理	
・表 5-10「作業姿勢の改善をもたらす効果」を差し替え。	102
4. 作業管理の具体例	
・(2)「情報機器作業」の記述を一部更新。	107
・図 5-4「情報機器作業の留意事項」の事務所則関係の改正にあわせ修正。	109
第6章 健康管理	
1. 健康管理の意義と目的	
・表 6-1「職場の健康管理」について「ストレスチェック制度」を追加。	112
・(2)「職場における健康管理の特徴」について記述一部修正。	114、115
3. 健康診断	
・表 6-8「特定業務従事者の健康診断を実施すべき労働者～」を法令通りの文言に修正。	129
5. 適正配置	
・(6)「中高年齢者への配慮」について、エイジフレンドリーガイドラインの記述を追加。	144
7. 過重労働による健康障害防止対策	
・(1)「過重労働による健康障害」について、「勤務間インターバル」を追加。	147
8. 職場における受動喫煙防止対策	
・表 6-18「施設の種類の規制内容」について、「提示義務」→「掲示義務」に修正。	153
9. 健康情報の取扱い	
・(3)「健康情報の活用」について、ガイドラインや通達の更新。	157
10. 健康に関する危機管理（感染症）	
・(2)「インフルエンザ」について「新型インフルエンザ」の記述を削除。	160
11. 健康管理に関する事業場外との連携	
・(2)「健康管理専門機関との連携」について、「労働者健康保持増進機関」を削除。	162
・(3)「医療保険者と事業者との共同実施」について、コラボヘルスについて加筆。	162、163
第7章 健康保持増進対策とメンタルヘルス対策	
学習のポイントについて、加筆修正。	165
1～6については、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の改訂にあわせて新原稿。	166～171
7. 職場におけるメンタルヘルス対策	
・表 7-1「仕事や職業生活に関するストレスの有無及び内容別労働者割合」の数値を最新の内容に更新。	173
・(11)「職場のいじめ・嫌がらせによるメンタル～」について、パワーハラスメント防止対策について一部原稿差し替え。	187～189
第8章 労働衛生教育	
・旧版表 8-4 について削除。	200
・表 8-5「教えるときの8原則」について差し替え。	204
第10章 救急処置	
1. 救急蘇生法	
・(2)「手当の重要性」のア「救急要請の現状」、オ「手当での効果」について最新の内容に更新。	218～219
・(3)「救命及び応急手当の手順」、(4)「一次救命処置」について、『JRC 蘇生ガイドライン 2020』にあわせて最新の内容に修正。	220～232
2. 応急手当	
・(1) ア（イ）「多量出血」について、『JRC 蘇生ガイドライン 2020』にあわせて修正。	233、234
・(1) エ「低体温症」について、旧版エ「凍傷」から差し替え。	236
・表 10-1「熱中症の症状と分類」について文言修正。	242
・(2) カ「ショックと意識消失（失神）」について、失神の記述を追加。	245
・【参考】「救急資材等」について、※印を削除。	251

第11章 労働生理	
1. 人体の構造及び機能	
・「グリセリン」を「モノグリセリド」に修正。	268、273
2. ライフサイクルと人体の機能の変化	
・(1) イ「体力」を最新の情報に、記述を一部修正。	293
3. 環境条件による人体の機能の変化	
・(3) 「ストレス」の厚生労働省「労働安全衛生調査」の数値を最新の情報に修正。	297、298
第12章 有害業務に係る労働衛生概論	
1. 有害作業環境と職業性疾病	
・(4) 「化学物質による健康障害防止対策」について、エチルベンゼンなど12物質について発がん性を踏まえ「特別有機溶剤」として特定化学物質の規制がなされている記述を追加。	308
2. 有害業務に係る作業環境管理	
・(3) 「作業環境改善」について、溶接ヒュームが発生する金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場での全体換気の義務付けについての記述を追加。	314
3. 有害業務に係る作業管理	
・「防音保護具」→「聴覚保護具」に変更。	315
4. 有害業務に係る健康管理	
・(1) 「一般健康診断」について、安衛則第13条第1項第2号を第3号に修正。	315
・(4) 「健康管理手帳」について、表12-3「健康管理手帳を交付する業務」を法令通りの文言に修正。	317

2022.03.

中央労働災害防止協会